

議員提出議案第4号

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者構成原則の
堅持を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を
提出する。

令和8年9月 日

提出者 高杉千代子

賛成者 浜田佳資

〃 加藤裕美

〃 芦谷真治

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者構成原則の 堅持を求める意見書

働き方改革関連法が施行されてから約7年が経過したが、その目的である、働く者一人ひとりの命と健康を守り、誰もが安心して働き続けることのできる環境を実現するためには、なお取り組むべき課題が残されている。

厚生労働省が公表した令和7年度の「過労死等の労災補償状況」によれば、過労死等に関する労災請求件数は6212件と過去最多となり、とりわけ精神障害に関する請求件数は4958件と過去最多を更新している。

現状、過労死等は後を絶たず、働く者の命と健康を守ることは、引き続き重要な課題である。

現在、国においては労働時間法制の見直しについての議論が進められているが、今求められているのは、長時間労働につながりかねない規制緩和ではなく、働く者が安心・安全に働き、十分な休息と生活時間を確保できる労働環境を実現するとともに、業務の効率化や省力化を通じて生産性の向上を図ることである。

また、労働政策は、働く者と使用者の双方に大きな影響を及ぼすものであることから、その制度設計にあたっては、働く者、使用者及び政府の三者がILOの三者構成原則を尊重し、労使当事者の意見を十分に反映した慎重な政策決定が求められる。

よって、国においては、働く者の命と健康を守る観点から、下記の事項を速やかに実現するよう強く要望する。

記

1 「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法整備を進めること

時間外・休日労働の上限規制について、働く者の健康確保とワーク・ライフ・バランスの観点から、その実効性を確保するとともに、連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化、「つながらない権利」の法制化など、働く者が十分な休息と生活時間を確保できるための法整備を進めること。

2 長時間労働につながりかねない規制緩和は慎重に検討すること

長時間労働につながりかねない裁量労働制の対象業務の拡大や変形労働時間制の要件緩和などではなく、労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・働く者への支援を行うこと。

3 労働基準監督署における厳格な指導・監督を維持・強化すること

労働基準関係法令が適正に遵守され、働く者の健康と権利が確保されるよう、労働基準監督署における適切な指導・監督を維持・強化するとともに、長時間労働や過重労働を防止するための実効性のある取組を推進すること。

4 労働政策決定におけるILO三者構成原則を堅持すること

労働政策の見直しや労働基準関係法令の改正にあたっては、労働政策審議会をはじめとする場において、働く者、使用者及び政府の各代表の意見を十分に反映させ、ILOの三者構成原則に基づく公正かつ慎重な審議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日

生 駒 市 議 会